

議案第16号

日進市国民健康保険条例の一部改正について

日進市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年2月23日提出

日進市長 萩野幸三

1 提案理由

この案を提出するのは、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正に伴い、日進市国民健康保険条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 県に設置される国民健康保険運営協議会と区別するため、協議会の名称を日進市国民健康保険運営協議会に改める。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

日進市国民健康保険条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
 条 例 第 号

日進市国民健康保険条例(昭和42年日進町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 <u>日進市が行う国民健康保険の事務</u> (第1条)</p> <p>第2章 <u>日進市国民健康保険運営協議会</u>(第2条・第3条)</p> <p>第3章～第8章 略</p> <p>附則</p> <p>第1章 <u>日進市が行う国民健康保険の事務</u> (日進市が行う国民健康保険の事務)</p> <p>第1条 <u>日進市が行う国民健康保険の事務</u>については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2章 <u>日進市国民健康保険運営協議会</u> (日進市国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 日進市が行う国民健康保険(第1条)</p> <p>第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u>(第2条・第3条)</p> <p>第3章～第8章 略</p> <p>附則</p> <p>第1章 日進市が行う国民健康保険 (この市が行う国民健康保険)</p> <p>第1条 日進市が行う国民健康保険については、法令に定があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u> (国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 略</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。